

審査実施要領

1. 選考方法

選考は、まず一次審査で書類審査を実施。その結果をもって二次審査のプレゼンテーション審査を行い、合計得点の高い順から優先交渉権者、および次点交渉権者とする。

2. 一次審査(配点：250点)

審査は周防大島町ホームページリニューアル事業者選定委員会事務局（以下「事務局」）において以下のとおり書類審査を行い、上位3位以内を選定する。ただし、一次審査の合計点数が150点に満たない者は、二次審査の対象外とする。

2.1 基準点(60点)

- ・ 対象：【別紙1】CMS機能要件一覧表
- ・ 評価方法
 - (1) 提案CMSの対応状況を事務局が判定する減点方式とする。
 - ・ 「必須」の項目に×：原則失格
 - ・ 「推奨」の項目に△：該当1項目につき減点
 - ・ 「推奨」の項目に×：該当1項目につき減点

2.2 提案評価点(130点)

- ・ 対象：企画提案書
- ・ 評価方法

審査会において、各審査員が企画提案書の各項目を評価・採点し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

2.3 価格点 構築費用(30点)

- ・ 対象：【様式6】費用見積書（様式6別紙明細書の構築費用部分）
- ・ 評価方法
 - (1) 費用見積書を事務局が採点する。
 - (2) 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は30点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点＝30点×（最低見積価格※1÷見積価格※2）」

※1：全提案者中最も低い見積価格

【別紙3】審査実施要領

※2：当該提案者の見積価格

2.4 価格点 CMS 利用料・保守費用(30 点)

- ・ 対象：【様式6】費用見積書（様式6別紙明細書の利用料・保守費用部分）
- ・ 評価方法
 - (1)費用見積書を事務局が採点する。
 - (2)採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は30点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。
「価格点=30点×（最低見積価格※1÷見積価格※2）」
 - ※1全提案者中最も低い見積価格
 - ※2当該提案者の見積価格

3. 二次審査(配点：250 点)

一次審査により選定された者によるプレゼンテーション審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。

3.1 プレゼンテーション評価点(250 点)

- ・ 対象：プレゼンテーション、担当職員CMS操作及び質疑応答
- ・ 評価方法
審査会において、審査員（5名程度）がプレゼンテーションの各項目を審査・評価し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

4. 二次審査（プレゼンテーション）の内容

- (1)日時：令和5年6月16日(金曜日)予定（別途連絡）
- (2)場所：周防大島町役場 2階庁議室（別途連絡）
- (3)出席者：1提案者3名以内（プロジェクトリーダー、メインディレクターは必ず出席すること）
- (4)実施時間：1提案者80分以内（プレゼンテーション45分、担当職員CMS操作20分、質疑応答15分）
- (5)プレゼンテーションの内容
 - ・ 提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージなどについて説明すること。企画提案書と異なる内容の説明は認めない。
 - ・ 実際に構築を担当するメインディレクターが説明を行うこと。
 - ・ CMSの特徴的な機能について、デモンストレーションを行うこと。特に、以下の

【別紙3】審査実施要領

項目について必ず説明すること。

- テンプレートを利用したページ作成の基本的な操作方法
 - 公開申請、承認フローの運用方法
 - 各課が作成したコンテンツの管理方法、人事異動や組織改正時の組織情報の管理方法
 - その他、特にアピールしたい独自機能の操作方法とアピールポイント
- ・【別紙6】に基づいたCMS操作に対応すること。

(6)プレゼンテーションの順番

プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出が遅い順とする。

(7)その他

プロジェクター（型番：NEC M403H）、スクリーン等は町で準備するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。

4. 優先交渉権者決定に関する特記事項

4.1 提案者が1社の場合の取り扱い

- (1)一次審査を実施し合計点が150点以上の場合、二次審査を実施する。
- (2)一次・二次審査の合計点が300点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

4.2 一次・二次審査の合計点が同点の場合の取り扱い

- (1)当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が異なる場合、その得点が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (2)当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が同じ場合、「提案評価点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (3)当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」および「提案評価点」が同じ場合、「基準点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (4)当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」「提案評価点」「基準点」が同じ場合、「価格点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (5)当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」「提案評価点」「基準点」「価格点」が同じ場合、くじ引きにより、優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。